

訪問看護ステーション+リハ うみがめ
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 事業
運営規程

訪問看護ステーション+リハ うみがめ

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、合同会社みらいくらふとが設置する訪問看護ステーション+リハうみがめ(以下「ステーション」という。)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 職員は、自ら提供するサービスの質を評価して質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という。)に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称:訪問看護ステーション+リハ うみがめ
- (2) 所在地:福井県吉田郡永平寺町松岡吉野堺 18-28-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者:看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員:保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士: 適当数 ※必要に応じて雇用する。

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日:月曜日から金曜日まで

但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間:午前8時45分から午後5時45分までとする。

また、常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡・相談体制を整備し、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書(又は介護予防サービス計画書)に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (5) 認知症・精神障害者の看護
- (6) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (7) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (8) 住宅改修の相談・指導

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送

等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか、訪問看護と連携して行われる死後の処置を行った場合は、10,000 円の支払いを利用者から受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

一 事業所を起点として 20 円/km、30km以上の場合、一律 600 円/1訪問

4 前 2 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない訪問看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問看護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は、永平寺町、福井市、坂井市、勝山市とする。

(私費の訪問看護の利用料)

第 13 条 医療保険制度・介護保険制度の対象外の訪問看護サービスは、利用契約書兼重要事項説明書に記載されたサービス利用料金に基づいて利用料を徴収する。夜間割増率は介護保険に準ずる(交通費は別途実費徴収とする)。

(相談・苦情対応)

第 14 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存する。

3 ステーションは、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 ステーションは、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故処理)

第 15 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から 5 年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(勤務体制の確保)

第 16 条 社会的使命を認識し、看護師等の資質向上を図る為の研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

(ハラスメント対策)

第 17 条 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

(1)職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。

(2)カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(3)職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(4)相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。

2 ステーションは事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立する。

4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成する。

5 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(記録の整備)

第 20 条 定められた記録(管理、訪問看護、会計及び設備備品に関するもの)を作成し最低5年間保管する。

(秘密の厳守)

第 21 条 看護師等は正当な理由がなく利用者及びその家族から得た情報を漏らしてはならない。また、退職後においてもその情報をもらしてはならない。

2 サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の情報をを用いる場合、文書により同意を得ておく。

(掲示及び提示)

第 22 条 見やすい場所に運営規程の概要及び職員の勤務体制を掲示、またはホームページ上に掲載する。

2 看護師等は訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し運営規程の概要及び職員の勤務体制を記した文書を交付する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 23 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用後 1 ヶ月以内の初任研修

(2) 年 1 回の業務研修

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社みらいくらふととステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。